

## 船員法施行規則等の一部改正【参照条文】

○ 船員法施行規則関係（昭和二十二年運輸省令第二十三号）（抄）

（航行に関する報告）

第十四条（略）

② 前項の規定により航海日誌を提示する場合において、航海日誌が外国語によつて作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。

（健康証明書）

第五十五条 法第八十三条の健康証明書は、第五十七条に掲げる医師（以下「指定医師」という。）が、次に掲げる検査（指定医師以外の医師によるものを含む。）の結果に基づき、第二号表による標準に合格した旨の判定を船員手帳の該当欄に行つたものでなければならぬ。この場合において、当該検査は、当該判定時前三月以内に受けたものでなければならぬ。

一（略）

二 運動機能、視力、色神（船長、甲板部の職員及び部員並びに救命艇手に限る。）、聴力及び握力の検査

②（略）

第五十六条 法第八十三条の健康証明書の有効期間は、色神の検査については六年、その他の検査については一年とする。ただし、前条第一項の検査の際、結核を発病するおそれがあると認める者については、指定医師はその結核に関する検査についての有効期間を六月に短縮することができる。

② 前項の期間が航海中に満了したときは、その航海の終了するときまで、当該検査について、健康証明書は、なおその効力を有するものとする。

③ 健康証明書が記載されている船員手帳の有効期間が経過した場合においても、当該健康証明書の有効期間は、なお前二項の規定による。

（危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準）

第七十七条の四 船舶所有者は、前条のタンカーには、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗り組ませなければならない。

<p>一 石油タンカーの船長、一等航海士又は運航士（四号職務）（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令別表第一第三号の表（四）の表備考1の運航士（四号職務）をいう。以下同じ。）、機関長及び一等機関士又は運航士（五号職務）（同令別表第一第三号の表（四）の表備考1の運航士（五号職務）をいう。以下同じ。）</p>	<p>甲種危険物等取扱責任者（石油）</p>
<p>二 液体化学薬品タンカーの船長、一等航海士又は運航士（四号職務）、機関長及び一等機関士又は運航士（五号職務）</p>	<p>甲種危険物等取扱責任者（液体化学薬品）</p>
<p>三 液化ガスタンカーの船長、一等航海士又は運航士（四号職務）、機関長及び一等機関士又は運航士（五号職務）</p>	<p>甲種危険物等取扱責任者（液化ガス）</p>
<p>四 前三号に掲げる海員以外の海員であつて当該タンカーに積載される危険物又は有害物の取扱いに関し責任を有するもの</p>	<p>甲種危険物等取扱責任者（石油）、甲種危険物等取扱責任者（液体化学薬品）、甲種危険物等取扱責任者（液化ガス）又は乙種危険物等取扱責任者</p>

（危険物等取扱責任者の職務）  
 第七十七条の五 第七十七条の三のタンカーに乗り組む危険物等取扱責任者の職務は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる職務とする。

<p>一 前条の表第一号から第三号までの上欄に掲げる船長又は海員として乗り組む危険物等取扱責任者</p>	<p>危険物又は有害物であるばら積み、液体貨物の積込み及び取卸しの作業に関する計画の立案、当該作業の指揮監督、当該作業に關し必要な船外との通信連絡、当該貨物に係る保安の監督、火災その他の災害の発生時における応急措置の実施並びにこれらの業務に関する記録の作成</p>
<p>二 前条の表第四号上欄に掲げる海員として乗り組む危</p>	<p>危険物又は有害物であるばら積み、液体貨物の積込み及び取卸し</p>

険物等取扱責任者

の作業に関する現場における指揮監督、当該貨物に係る保安の監督、火災その他の災害の発生時における応急措置の実施並びにこれらの業務に関する記録の作成

(危険物等取扱責任者の認定等)

第七十七条の六 地方運輸局の事務所の長は、第九号表上欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の区分ごとに、同表下欄に掲げる要件又はこれと同等の能力があるものとして国土交通大臣が告示で定める基準に適合する者について、法第一百七十七条の三第二項の規定による認定を行う。

② 前項の認定を申請しようとする者は、船員手帳及び認定を受けようとする資格に係る第九号表下欄に掲げる要件又はこれと同等の能力があるものとして国土交通大臣が告示で定める基準に適合することを証する書類を提示して、第二十二号の三書式による申請書を地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。

③ 法第一百七十七条の三第二項の規定による証印の様式は、第二十二号の四書式による。

(認定の更新)

第七十七条の七 第七十七条の六第一項の認定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その効力を失う。

② 地方運輸局の事務所の長は、前項の認定の更新の申請があつたときは、第九号表上欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の区分ごとに、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合する者について、その更新を行う。

- 一 当該認定の失効前五年以内に第九号表下欄に規定する経験を一年以上有すること
- 二 当該認定の失効前五年以内に消火、タンカーの安全の確保、海洋汚染の防止等に関し国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程を修了したこと。

③ 第一項の認定の更新を申請しようとする者は、当該認定の失効前一年以内に、船員手帳及び前項各号に掲げる要件のいずれかに適合することを証する書類を提示して、第二十二号の五書式による申請書を地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。

④ 前項の規定にかかわらず、同項の規定により認定の更新を申請することができる期間の全期間を通じて本邦以外の地に滞在する者は、その事実を証明する書類を添えて、当該期間前に更新の申請をすることができる。

⑤ 地方運輸局の事務所の長は、第二項の規定による認定の更新を受けた者に対し、その者の船員手帳に当該認定がなお効力を有する旨の証印をする。

⑥ 第七十七条の六第三項の規定は、前項に規定する証印について準用する。

第二号表（第五十五条関係）

健康検査合格標準表

次の各号のいずれかに該当する者は不合格とする。

- 1 3 （略）
- 4 下記の視力、聴力及び握力の標準に達しない者
  - (1) 視力（万国視力表により検査した視力できよう正視力を含む。）  
両眼又は単眼で0.4号を明視しうること。ただし、船員として相当の経歴を有し、職務により作業を適正に行うことができると思われる者は、この限りでない。
  - (2)・(3) （略） 聴力
- 5 色覚に異常を有する船長、甲板部の職員及び部員並びに救命艇手
- 6・7 （略）


第九号表（第七十七条の六、第七十七条の六の二―第七十七条の六の四、第七十七条の六の十三、第七十七条の六の十六―第七十七条の六の十九、第七十七条の七関係）

<p>一 甲種危険物等取扱責任者（石油）</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 石油タンカーにおいて、第七十七条の六第二項の規定による認定の申請の日（以下「申請日」という。）以前五年以内に、次の(一)又は(二)に掲げる船員の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める職務に従事した経験を有すること。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(一) 船長又は一等航海士若しくは運航士（四号職務） 船長又は甲板部の職員若しくは甲板部の部員であつて甲板部の部員が行うべき作業全般に関し責任を有するもの</li> <li>(二) 機関長又は一等機関士若しくは運航士（五号職務） 機関部の職員又は機関部の部員であつて機関部の部員が行うべき作業全般に関し責任を有するもの</li> </ol> </li> <li>2 申請日以前五年以内に、消火、タンカーの安全の確保、海洋汚染の防止等に関する講習であつて次に掲げるものの課程を修了したこと。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(一) 第七十七条の六の二及び第七十七条の六の三の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習</li> <li>(二) 第七十七条の六の十七及び第七十七条の六の十八の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習</li> </ol> </li> </ol>
--------------------------	--

<p>二 甲種危険物等取扱責任者（液体化学薬品）</p>	<p>1 液体化学薬品タンカーにおいて、申請日以前五年以内に、前号1に規定する経験を有すること。 2 申請日以前五年以内に、前号2に規定する講習の課程を修了したこと。</p>
<p>三 甲種危険物等取扱責任者（液化ガス）</p>	<p>1 液化ガスタンカーにおいて、申請日以前五年以内に、第一号1に規定する経験を有すること。 2 申請日以前五年以内に、第一号2に規定する講習の課程を修了したこと。</p>
<p>四 乙種危険物等取扱責任者</p>	<p>次のいずれかに適合すること。 1 消火に関する訓練を修了し、かつ、第七十七条の三に定めるタンカーにおいて、申請日以前五年以内に、船長、一等航海士、運航士（四号職務）、機関長、一等機関士若しくは運航士（五号職務）の監督の下に危険物若しくは有害物の取扱いに関する作業を三月以上行つた経験を有すること又は国土交通大臣がこれと同等以上の経験を有するものとして告示で定める基準に適合していること。 2 申請日以前五年以内に、消火並びにタンカーの安全の確保及び海洋汚染の防止のための基本的な措置に関し国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程を修了したこと。</p>

健康証明書 Certificate of Health								
身長	cm		検	尿	蛋	白		
					糖			
体重	kg		血	液	型			
腹囲	cm		血			圧		
肺活量	cc		血	糖				
運動機能			血中脂質		LDL	コレステロール		
色	神		右 ( )	左 ( )	中	性	脂	肪
						裸	眼	視
					HDL	コレステロール		
聴	カ	右			G	O	T	
握	カ	右		左	G	P	T	
								虫
便	検				肝機能検査			
					へ	モ	グ	ロ

(十五)

胸部	撮影年月日		既往症	
	フィルム番号			
エ ッ ク ス 線 検 査			家族歴	
か く た ん 検 査			医師の指示 及び就業上 の注意事項	
心 電 図 検 査	判定	Diagnosis	判定年月日	
医師の住所 (所属先) 氏名		印		

第二十二号の二書式（第七十七条の二の四関係）

↓↑ 50.0 ミ リ メ ー ト ル	↓↑ MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE TRANSPORT AND TOURISM JAPAN No. ----- Certified on ----- (資格の名称) ----- Rating in accordance with regulation of STCW convention, as amended in 1995
	←----- 60.0 “ “ “ “ “ “ “ “ -----→

第二十二号の四書式（第七十七条の六関係）

↓↑ 50.0 ミ リ メ ー ト ル	↓↑ MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, TRANSPORT AND TOURISM JAPAN No. ----- Certified on ----- Valid until ----- (資格の名称) ----- Seafarer in accordance with paragraph of regulation V/1 of STCW convention, as amended in 1995, as to the duties on oil, chemical, liquefied gas tankers
	←----- 60.0 “ “ “ “ “ “ “ “ -----→




○ 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令関係（昭和三十七年運輸省令第四十三号）（抄）

第 2 号様式（日本工業規格 A 列 6 番）（第 1 4 条関係）

（表紙）（略）

（第 1 頁）

（第 2 頁）

<p>License No. Date Certificate of Qualification for Health Supervisor Name: Date of Birth:  Under the Provision of Article 82- (2) of Mariners Law, 1947, it is certified that the above mentioned person has been qualified for a Health Supervisor.  Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism  Japan</p>	<p>番 号 年 月 日  本籍地の都道府県名 氏 名 年 月 日生  船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 82 条の 2 の規定により衛 生管理者たる資格を有する者であ ることを証明する。</p> <p>国土交通大臣 氏 名 </p>
--	--